

地域主導型自然エネルギー創出支援事業手続きの流れ

1 事業申請から事業採択

(1) 4月22日～5月27日、(2) 6月27日～8月1日、(3) 9月5日～10月3日

公募開始

事業計画書等の提出

○「事業計画書等」を、当該事業を実施する場所の住所地を管轄する市町村の自然エネルギー推進担当課に提出してください。提出された書類は、市町村から地域振興局環境課を経由し、県庁環境エネルギー課に提出されます。

○事業の内容等についてのご相談は、お住まいの地域の地域振興局環境課又は県庁環境エネルギー課までご連絡ください。

各締切から約 20 日後

選定委員会

○行政関係者、学識経験者などで構成する選定委員会で事業に対し意見を聞き、選定を行います。

※選定委員会のために、書類の内容について確認や質問等をさせていただきますのでご協力ください。

事業計画の承認・補助金の内示

○事業の採択・不採択を決定し、県庁環境エネルギー課から地域振興局環境課、市町村を経由して申請者に通知します。

各締切から約 1 か月後

本申請（補助金交付申請）

○内示のあった申請者は、「補助金交付申請書」を事業実施場所の住所地を管轄する地域振興局環境課に提出します。

各締切から約 50 日後

補助金交付決定

○県庁環境エネルギー課で内容の審査をした上で、交付決定を通知します。
(交付決定を受けなければ、原則として事業に着手することはできません。)

2 事業実施から事業完了、補助金の支払い

事業を実施

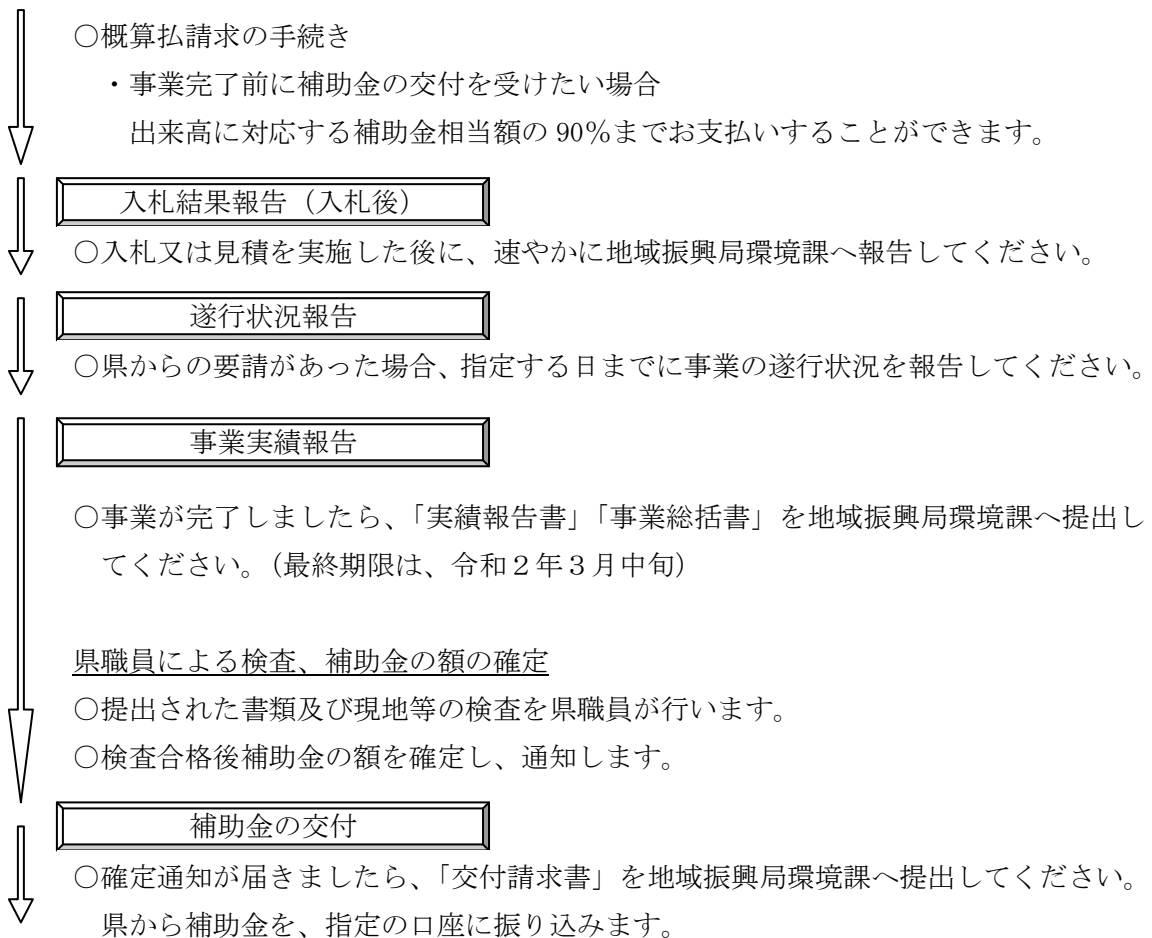
交付決定後に事業内容の変更等をするときは、次の手続きが必要になります。

○変更承認申請書の提出

- ・交付対象経費が 20%以上増減する場合
- ・事業の実施場所、施設の設置場所の変更
- ・構造及び機能その他の事業の主要な内容の変更など

※事業期間の延長、事業を中止する場合なども手続きが必要です。

地域振興局環境課又は県庁環境エネルギー課までご相談ください。



3 事業の評価

翌年6月



毎年度6月

